**地区補助金プロジェクトについて**

◆ロータリー財団の補助金を使用する場合についてのプロジェクト参考例です

◆計画について適格かどうか迷った場合は、地区ロータリー財団委員会へご相談ください

|  |  |
| --- | --- |
| **■環境保全・水保全：海岸、河川、森林の清掃および整備・植樹**  清掃活動だけでは対象にならず、その活動を通じて新たな交流や相互理解を深め、また体験学習等を通じて今後の環境問題に取り組むリーダーの育成に繋げるような企画。 | |
| 具体例 | 市内の中学生と共に荒れた県有地の森の手入れをすることにより、森の保水力を高め、良質で豊かな水資源保全に資する。健康な森を取り戻すことにより、二酸化炭素の吸収力の向上、水害の予防、良質の水源の涵養に寄与。中学生を対象に環境保全に関する体験学習を実施。 |
| 知的障害者施設の利用者と市内の中学校・高等学校のボランティア活動グループ所属の生徒が協力して、美しい自然の中で清掃活動することにより、環境保全および啓蒙活動に寄与。また、障害者と健常者が協力して作業することにより、お互いの特徴や長所を理解し、偏見を少なくする。 |
| 市内の児童・生徒が、「なぜ川は汚れるのか、なぜ川は汚れてはいけないのか」をテーマに環境問題を体験学習し、川の清掃活動時に水質調査や生息生物の採取を実施。後に、体験学習会、清掃活動や水質調査を通して得た感想を発表する報告会を開催し、地域の環境リーダーを育成。 |
| 不適格 | 地元の中学校の建て替えに際し、記念の植樹  　⇒特定の場所の記念植樹は環境保全として認められず不可。 |
| 個人所有の寺社仏閣の清掃活動  　⇒公共の場ではない場所の清掃活動は不可。 |
| 地域の清掃活動の後、参加者の交流を図るため懇親会を開催  　⇒業者からの弁当購入や懇親会は補助金対象外。クラブ資金の対象。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **■物品の寄贈**  物品の贈呈および贈呈式だけでは不可。それに伴う研修会の実施や使用についての指導をすることが必要。また、寄贈先はNPO法人、医療法人、市、県、国など公共性のある組織で、会の組織基盤が明確なものに限る。 | |
| 具体例 | 養護施設の洗濯機の老朽化に伴い、新しい洗濯機を寄贈。施設の児童生徒に洗濯指導を行い、併せてふれあい交流会を実施。 |
| 交番にAEDを設置。商店街振興組合、警察他関係者を招いてAED贈呈式を行い、その後高校生を招いて「救命講習会」を実施。 |
| 知的障害者通所作業所に作業環境向上のためエアコンを寄贈。作業所訪問等の交流をはかり、通所作業所の理事長、施設長を例会に招き、障害者自立支援法などの勉強を実施。 |
| 不適格 | 募金活動を行い、被災地への寄贈  　⇒毛布などの物資の寄贈は認められるが、募金活動は不可。 |
| 近所のお年寄りに車いすを寄贈  　⇒病院、老人ホームなど特定多数の人が利用できるような施設への寄贈でないので不可。 |
| 障害者の職業訓練用パソコンの寄贈および職業訓練の指導を通じた交流は可であるが、ホームページ作成費用は不可。また施設職員用のパソコン寄贈は不可。 |
| 高齢者福祉施設への娯楽用品の寄贈  　⇒娯楽としての使用ではなく、転倒防止、身体機能向上のためのスポーツ用具は可。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **■体験学習(キャンプ、野外活動、スポーツ教室　他)**  青少年育成、障害者や養護施設の児童との交流を目的とした体験学習等(キャンプや野外活動)は対象。食事の材料費(キャンプでのカレーなど)は認められる。 | |
| 具体例 | 障害を持った児童と、中・高校生のボランティアと協力して、日帰りで野外活動体験、環境学習を実施し、障害を持った児童は日ごろできない経験を、中・高校生はボランティアの実践を学ぶ。 |
| 養護施設の子供たちと、稲作体験および「食と農業について」の講演会を実施し、環境問題や食糧問題を学習する。 |
| 養護施設の子供たちと、地元の工場見学を実施し、工場のエコへの取り組み、地球温暖化への取り組みなど、産業活動と環境問題改善の両立についての取り組みについて学習する。 |
| 障害を持った児童とのスポーツ大会を開催し、交流を図る。 |
| 不適格 | 健常児童との交流だけが目的のキャンプでは不可。 |
| 業者から購入したお弁当の配布や懇親会の費用は補助金対象外。クラブ資金の対象。 |
| 他団体が主催する行事に参加する。 |
| 教会やその他の礼拝所における宗教を目的とした社交行事に対する支援。  各種神社仏閣に関連するお祭りなど。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **■建設・改修・修理**  土地や建物の購入、学校、住宅、病院、などの新たな建設も可能。既存の建物の改修や修理は補助金対象。また、太陽光パネルや通路用スロープ等の寄贈は認められるが、設置は不可。補助金の対象とならない建設等については、クラブ資金の対象。 | |
| 具体例 | 障害福祉サービス事業所の作業所と食堂の連絡通路における段差解消の為に、スロープを寄贈。施設訪問を行い、ロータリアンと通所者の方々との交流会と設置による効果の確認を実施。 |
| 障害者授産施設のパン工房にエアコンを寄贈。ロータリアンとの交流会やパンの継続的な購入など実施 (取り付け工事費はクラブ資金の対象)。 |
| 不適格 | 観光案内版の設置  　⇒危険な道路の交通標識等であれば認められるが、史跡等の案内板は不可。  　　史跡等の点字の案内板やろうあ者のための音声ガイドを学生との共同作業で設置し、  　　障害者への理解を深める学習をする場合等は可。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **■講演会・コンサート**  人道性のある講演会やコンサート（例えば障害者との交流があるものやホスピスでのコンサートなど）が望ましい。会場費、プログラム、チラシなどは対象。 | |
| 具体例 | 小中学生を対象とした、ろう者と健常者混合人形劇団による防災人形劇の公演ならびに交流会を行うことにより、子供たちに防災啓発、社会的弱者への理解を促す。 |
| 障害を持つ子どもたちが自ら演奏することで、成長の喜びや誇りを持たせることを目的としたコンサートを開催。また、不足する楽器を充足させる支援をする。 |
| 不適格 | チャリティコンサートを主催し、収益を寄付するのは募金活動とみなされ、不可。 |
| 入場料をとる講演会やコンサートは不可。 |